

令和6年度こどもの意見表明支援事業業務委託  
提案書評価基準

1 基本的な評価事項

受託候補者の特定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型ポータル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託候補者とします。

2 評価点

提案書及びヒアリングの内容を合わせて評価し、評価点を付けます。評価委員1人あたり、評価点の満点は100点とします。

3 評価点の最も高い者が2者以上ある場合の対応

「評価基準兼評点表」の「事業の実施内容、事業の実施体制、適正な事業実施 (No, 2・3・4)」の評価点の合計が高い法人を上位とします。

それでもなお同点の場合には、「団体の運営能力 (No.1)」の評価点の合計が高い法人を上位とします。

4 評価委員会を欠席した評価委員の取り扱い

評価委員が評価委員会を欠席した場合、その委員の評価点は無効とします。

5 評価方法

- (1) 評価項目、評価の視点及び基準については、「評価基準兼評点表」のとおりです。
- (2) 各評価項目にて1～5の5段階評価を行い、係数を乗じた数値を評価点数とします。
- (3) 評価委員1人当たりの評価点数の50%を基準点とします。採点の結果、1人でも基準点に達しない場合は原則として不適格とします。

横浜市こどもの意見表明支援事業受託団体評価基準兼評点表

団体名： \_\_\_\_\_

審査者名： \_\_\_\_\_

5 特に優れている    4 優れている    3 適切である    2 不十分な点がある    1 妥当でない

※ただし、項目5については、該当あれば1点

No.	項目	評価の着眼点	評価 (5～1) ※項目5は 該当あれば 1点	係数	点数	満点	基準
1	団体の 運営能力	(1) 団体の児童福祉施策、こどもの権利擁護に関する理解		3		15	こどもの権利擁護等に関する現状を踏まえ、支援が必要な児童等の現状を理解し、本事業において受託団体が担うべき役割の認識が適切か。
		(2) 団体の児童福祉施策、こどもの権利擁護に関する実績と安定性		3		15	当事業の目的を達成するために十分な実績があるか。また、安定した事業の実施を期待できるか。
2	事業の 実施内容	(1) 意見表明支援員の確保・養成		3		15	支援員の確保・養成に係る企画・運営方法について、具体的に示されているか。また、スーパーバイザーの配置により支援員への指導や評価等を行う体制が明確に示されているか。
		(2) 施設向け説明会、面接及び施設・児童相談所への共有		2		5	施設向け説明会の開催や、面接、施設・児童相談所への共有に係る業務内容を理解し、実施方法などが具体的に示されているか。
		(3) 啓発・広報の実施		2		10	こどもの権利や権利擁護に係る取組内容を理解し、児童や施設等に共有する旨を明確に示されているか。
		(4) 事務局の運営		1		5	支援員やスーパーバイザーとの連絡調整機能、委託者への報告や協議を行う機能を設ける旨が明確に記載されているか。
3	事業の 実施体制	適正な職員配置		2		10	事業実施において、十分な職員配置が行えているか。
4	適正な 事業実施	(1) 個人情報の管理		2		10	個人情報の取り扱いの基本的な考え方を理解し、情報管理を組織的に行う体制が整っているか。
		(2) 関係者からの意見や苦情への対応		1		5	関係者からの意見や苦情を受け付けられる体制及び対応が適切か。
		(3) 緊急時の対応等		1		5	利用者の安全が確保されるよう、緊急時の連絡体制やマニュアル等について示されているか。
5	ワーク・ライフ・バランスに関する取組	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員 101 人未満の場合のみ加算）		1		1	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業であるか。
		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員 301 人未満のみ加算）		1		1	
		次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみマーク、プラチナくるみマーク）の取得		1		1	
		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）の取得		1		1	
		よこはまグッドバランス賞の認定の取得		1		1	
		合 計				100	